



2022年 11月 22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ア ズ  
代 表 者 名 代表取締役社長 桑野 隆司  
(コード番号：7066 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 栗田 智代  
( TEL. 03-6811-2211)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月22日開催の取締役会において、2022年12月23日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社の事業の現状に即し、また、今後の事業内容の多角化・新規事業への進出に備え、事業目的を追加するため、次のとおり定款を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。
- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 事業環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。併せて、その他の所要の変更も含め、次のとおり定款を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 個人及び企業の経営管理、販売活動のための	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 経営管理、販売活動のための人材教育、研修

<p><u>人材教育並びに研修業務</u></p>	<p><u>及び人材開発並びに教育出版物、教材・教育機器の製作、販売及び輸出入</u></p>
<p>2 <u>個人及び企業の販売促進、宣伝活動の企画及び調査の請負</u></p>	<p>2 <u>販売促進、宣伝活動、オウンドメディアの企画、立案、制作、販売</u></p>
<p>3 <u>人材派遣業務及び有料職業紹介事業</u></p>	<p>3 <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></p>
<p>4 <u>移動動体端末、インターネット及びブロードバンドを利用した動画、デジタルコンテンツの制作及び配信に関するコンサルティング</u></p>	<p>4 <u>インターネットを利用した映像、画像、動画、音声、音楽、その他デジタルコンテンツの制作、配信及び販売並びに情報処理・情報提供</u></p>
<p>5 <u>ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画・開発・制作及び販売</u></p>	<p>5 <u>リアル又はバーチャルのイベント、大会、会議等の企画、制作、設営、運営、販売</u></p>
<p>6 <u>各種商品の企画、製造、販売及び輸出入</u></p>	<p>6 <u>キャラクター、マスコット、アバター、シンボル等の企画、制作、開発、販売利用、商品化</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>7 <u>タレントのキャスティング、マネジメント、プロモーション、ファンクラブの設立・運営</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>8 <u>コンピュータ及びその周辺機器・装置並びにソフトウェアの開発、販売、レンタル、輸出入、技術指導</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>9 <u>電子部品、通信機器、情報処理機器、画像処理機器、音響機器及びそれらの周辺機器並びにこれらを用いたネットワークシステムの企画、設計、輸出入、販売、工事、保守、レンタル及び技術指導</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>10 <u>コンピュータの本体、周辺装置及びソフトウェアに関する知的財産権の取得、売買、管理、使用許諾及び仲介</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>11 <u>ベンチャーキャピタル、ベンチャー企業に対する投資及び対象企業・事業の育成</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>12 <u>有価証券の取得、保有及び売買</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>13 <u>経営管理、総務、財務、経理、人事労務その他の事務の受託代行</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>14 <u>前各号に関するコンサルティング及び経営コンサルティング</u></p>
<p>7 前各号に付帯する一切の業務 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>15 前各号に付帯する一切の業務 (削除)</p>
<p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令</p>	

に定めるところに従いインターネット  
を利用する方法で開示することによ  
り、株主に対して提供したものとみな  
すことができる。

(新設)

(新設)

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終  
了する事業年度のうち最終のものに関す  
る定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、  
又は増員により選任された取締役の任期は、  
在任取締役の任期の満了する時までとする。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株  
主総会参考書類等の内容である情報につ  
いて、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法  
務省令で定めるものの全部または一部につ  
いて、議決権の基準日までに書面交付請求した  
株主に対して交付する書面に記載しないこと  
ができる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株  
主総会の日とする株主総会については、  
現行定款第 18 条はなお効力を有する。

- ② 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を  
経過した日または前項の株主総会の日から 3  
か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれ  
を削除する。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終  
了する事業年度のうち最終のものに関す  
る定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、  
又は増員により選任された取締役の任期は、  
在任取締役の任期の満了する時までとする。

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 12 月 23 日

定款変更の効力発生予定日 2022 年 12 月 23 日

以 上